



八潮市
〈記者会見資料〉

令和6年8月30日

北部拠点まちづくり推進地区の開発に係るパートナー企業を公募します

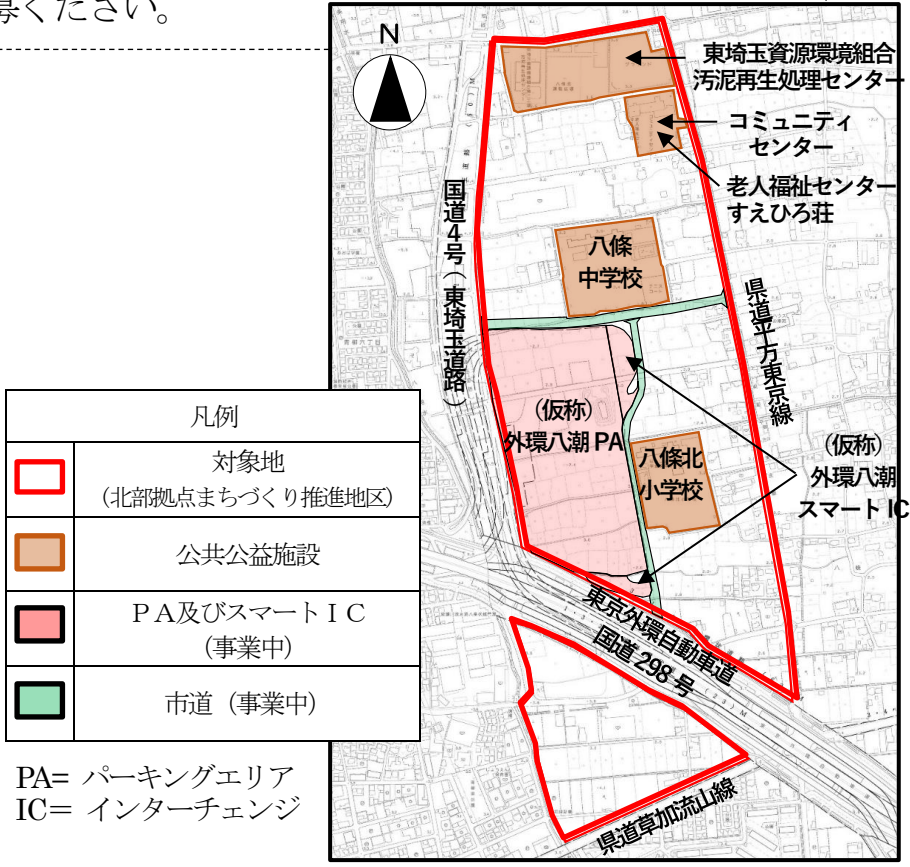
八潮市では、北部拠点まちづくり推進地区※において都市計画法第34条第12号等の個別開発手法を基本に産業施設（流通業務施設及びモノづくり施設、商業施設）の立地誘導を図るため、市や地元住民等と同じ目標を共有し、**まちづくりに取り組むパートナー企業の公募**を行います。

本公募に参加を希望する事業者は、本日から配布するパートナー企業選定に関する「募集要項」、「審査要領」、「企画提案書作成要領」及び当地区における事業の推進を図るために必要となる総合的な考え方を示す「北部拠点まちづくり推進地区開発基本方針」の他、関連計画等をご確認のうえ、ご応募ください。

※印は4ページに詳細を掲載

1 公募及び選定スケジュール

- (1) 募集要項等の配付
令和6年8月30日（金）～
- (2) 応募参加申込の受付
令和6年9月13日（金）～ 9月27日（金）
- (3) 一次審査（書類審査）
令和6年9月30日（月）～10月11日（金）
- (4) 二次審査（企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング）
令和7年1月中旬～下旬
- (5) 優先交渉事業者及び次点者の決定
令和7年1月下旬～2月上旬
- (6) パートナー協定の締結（パートナー企業の決定）
令和7年3月末



■ 対象地位置図

2 提案を求める事項

- (1) 事業コンセプト
- (2) 開発エリアごとの土地利用・機能整備に係る提案
- (3) 地域貢献策
- (4) 地域課題への対応
- (5) 事業計画
- (6) パートナー協定締結後に協議したい事項



※ 公募の詳細は、QRコードより市HPをご確認ください。
『北部拠点まちづくり推進地区の開発に係る
パートナー企業の公募』

3 参加資格

《構成要件》

応募者の構成は、以下の(1)、(2)のいずれかとする。

- (1) 単独事業者による応募
- (2) グループによる応募

《資格要件》

単独事業者の場合は、以下の要件を満たす者とする。

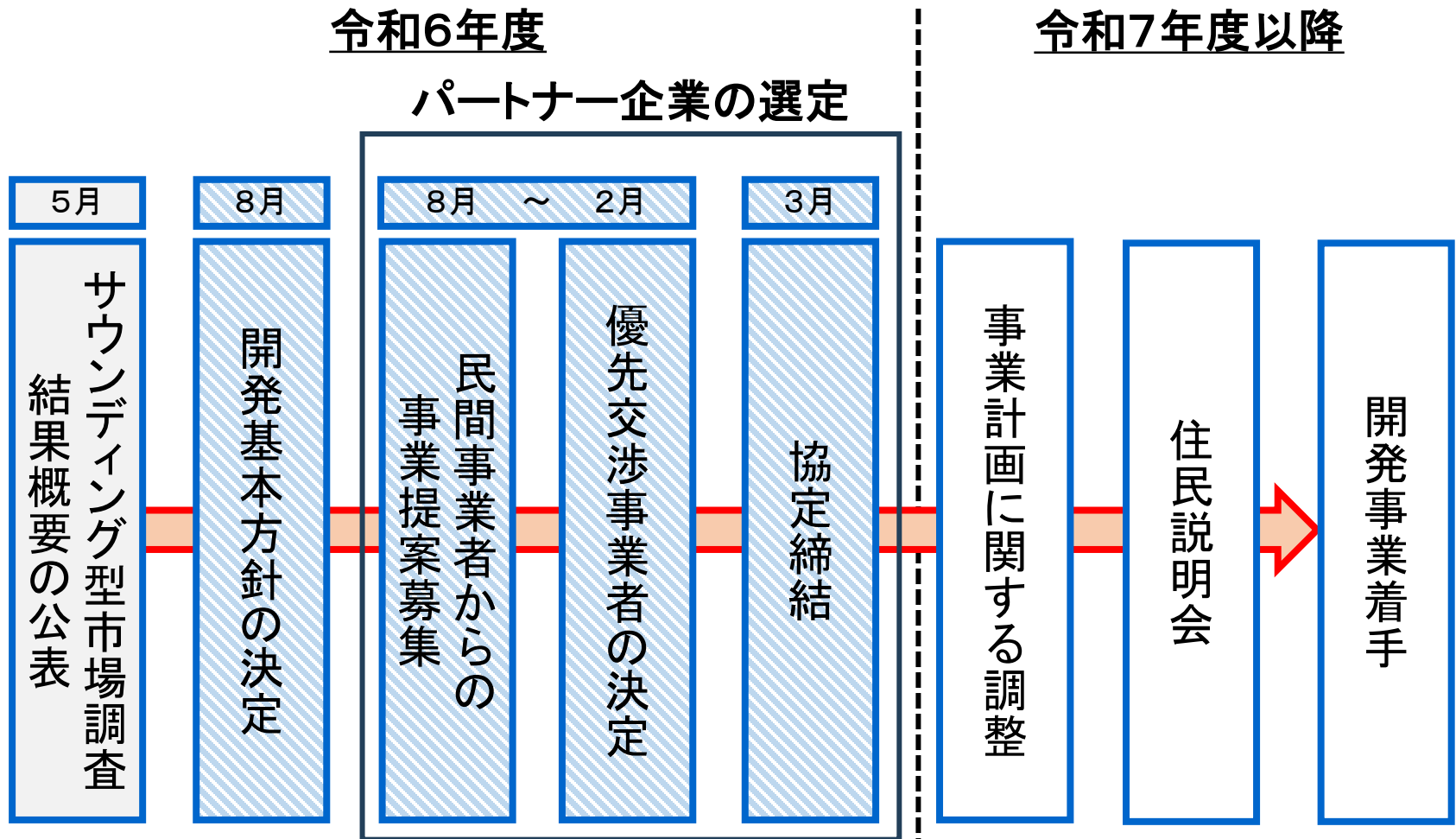
グループで応募する場合は、代表者が以下の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 本事業の目的を十分に理解し、市と協力して事業に取り組む意欲を有する者
- (2) 事業者として本事業を全うできる資力・信用を有する者
- (3) 本事業の遂行に必要な資格を有するもので構成し、又は関連会社・協力会社を含めて必要な資格等を網羅し、一連の業務を遂行できる者

4 事業工程

3ページ「今後の流れ」のとおり

当市では、北部拠点形成における産業施設の立地に向けて、以下の流れで取組みを進める予定です。



※ R6.8時点のものであり、取組み内容に変更が生じる可能性もございます。

※「北部拠点まちづくり推進地区」

「第5次八潮市総合計画」及び「八潮市都市計画マスタープラン」では、東埼玉道路と東京外環自動車道の結節点周辺を地域核の一つである北部拠点として位置付けています。

当該地域は東埼玉道路をはじめとする複数の広域幹線道路が整備されており、良好な交通アクセスを有しておりますが、現在、東京外環自動車道の休憩施設である（仮称）外環八潮PAや新たな出入口となる（仮称）外環八潮スマートIC事業が進められており、将来的に更なる交通利便性の向上が期待されます。

この利点を活かし、市街化調整区域におけるまちづくりを進めるため、当該地域の約44haを「北部拠点まちづくり推進地区」に指定し、流通業務機能や集客施設などの立地による産業拠点の形成を図ることとしています。



問い合わせ先

都市整備部 北部拠点整備課 課長 安西

電話 048-996-2111 (内線875)

E-mail: hokubu@city.yashio.lg.jp